

スコラ哲学前夜におけるストア派倫理学

—アンセルムスの *rectitudo* をめぐって—

山崎 裕子

「スコラ哲学前夜におけるストア派倫理学」について考察する際に2つのことを念頭におく必要がある。一つは、東西教父やトマス・アクイナスの思想と異なり、これまでに先行研究が少ないこと、もう一つは、11世紀の思想にストア派からの影響を見出すことができるかどうか疑問に思われることである。スコラ哲学前夜という言葉で意味されるのは11世紀と12世紀の思想であり、ストア派の12世紀西欧哲学への影響についてはMichael Lapidgeの論文¹⁾が、アベラールを中心としたものとしてはCalvin Normoreの論文²⁾がある。他方、ストア派から11世紀(カンタベリーのアンセルムス)への影響に関する論考は、ほとんど見当たらない状況である。M. Colishの研究³⁾はその対象が6世紀までであり、G. Verbekeの研究⁴⁾は魅力的な書名を示しつつも、残念ながら、11世紀との関連に言及していない。

アンセルムスが修道生活を送っていた場所に初期ストア派の断片があるとは考えづらく、また、ストア派からの直接の影響ではなく他の作品を通しての間接的影響を受けている可能性があるとしても、それが誰のどの作品を介してであるかを特定することは容易ではない。したがって、ストア派倫理学とアンセルムスの関係を問う際には、倫理的内容でストア派からアンセルムスに直接的もしくは間接的な影響があったか否かを問題とする

1) Michael Lapidge, "The Stoic Inheritance," in *A History of Twelfth-Century Western Philosophy*, ed. Peter Dronke, Cambridge: Cambridge University Press, 1988, pp. 81-112.

2) Calvin Normore, "Abelard's Stoicism and Its Consequences," in *Stoicism: Traditions and Transformations*, ed. Steven K. Strange & Jack Zupko, Cambridge: Cambridge University Press, 2004, pp. 132-147.

3) M. Colish, *The Stoic Tradition from Antiquity to the Early Middle Ages*, 2 vols., Leiden: E. J. Brill, 1985.

4) G. Verbeke, *The Presence of Stoicism in Medieval Thought*, Washington, D. C.: Catholic University of America Press, 1983.

よりも、アンセルムスの考え方にストア派的側面があるのかどうかという発想で捉えていく方がよいように思われる。

なお、ストア派は初期、中期、後期に分かれ、かつ、約6世紀間に及ぶので、直接の影響を考えるのではない場合には、その思想の理解に困難が伴う。そこで、本稿では、フォン・アルニム『初期ストア派断片集』*Stoicorum Veterum Fragmenta, III*（以下、SVF IIIと略記）の内容を中心としつつ考察を進めたい。

第1節 ハマルティア (ἀμαρτία) と正しいロゴス (ὁρθὸς λόγος)

アンセルムスの倫理思想で重要なことの一つに、*rectitudo*がある。神からの離反を意味する罪は、本来的にはἀμαρτία(的を外れること)を意味するが、*rectitudo*の観点からすると、「的」を外れるというよりも「道」をそれるという意識が強いように思われる。アンセルムスにおいて、道をそれることは正しさを放棄することを意味するからである⁵⁾。しかし、罪が神からの背きであるならば、的はすでに定まっているのであり、道をそれることの前提としての的があるはずである。そして、道をそれることと的を外れることには密接な関係があるとはいえ、道をそれることよりも的を外れることの方が罪の第一義であるはずである。ストア派は罪についてのどのように考えるのであろうか。そして、アンセルムスの考え方にはストア派的側面が含まれるのであろうか。

ストバイオス『抜粋集』によれば、正しいロゴス(オルトス・ロゴス)から外れて行われたことが誤り(ἀμαρτημα)である⁶⁾。この考えはアレイオス・ディデュモス『ストア派倫理学の提要』からストバイオスが抜粋したもので、ストア派の行為論の一端を示している。SVFに挙げられる「誤り」はハマルティアではなく「ハマルテーマ(ἀμαρτημα)」という表記であり、アレクサンドリアのクレメンスは、正しいロゴスに反するものがすべて「過ち[罪](ハマルテーマ)」であるとしている⁷⁾。ここで用い

5) Cf. Anselmus Cantuariensis, *De libertate arbitrii*, 8: ed. by F. S. Schmitt, S. *Anselmi Opera Omnia I*, Stuttgart Bad-Cannstatt: Friedrich Fromann Verlag (Günter Holzboog), 1968, p. 220, 18-19. "Nulla autem est iusta voluntas, nisi quae vult quod deus vult illam (sc. voluntatem) velle."

6) SVF III, 500. ストバイオス『抜粋集』第2巻第7章11a: Arius Didymus, *Epitome of Stoic Ethics*, ed. by Arthur J. Pomeroy, Atlanta, GA: Society of Biblical Literature, 1999, p. 62, 29-33. クリュシッポス『初期ストア派断片集4』中川純男・山口義久訳, 京都大学学術出版会, 2005年, 321ページ。以下, SVFからの引用・訳文は, 同書による。

られるハマルテーマは、動詞 *ἀμαρτάνω* を受動的意味の名詞にしたものであり、したがって、行為の結果としての誤りである。正しいロゴスから外れることは、正しいロゴスに反することを意味するのである。

オルトス・ロゴスは「道徳的善」「なされるべきこととなされるべきではないことを規定する自然法」等々と定義づけられる。しかし、神がオルトス・ロゴスであるとともにオルトス・ロゴスが知者の心の状態の描写でもあるという意味においては、オルトス・ロゴスは「法 (law)」というよりも「理 (reason)」を意味することになる⁸⁾。

他方、アンセルムスは『哲学論考断片』において、「なすべきでないことをするひと、あるいは、なすべきことをしないひとが悪を行うのである。このことは、あらゆる動詞について同様に理解される」⁹⁾と述べており、ひと (=ひとの意志) が望むようにと神がひとに対して望むことを「なすべきこと」と考えている¹⁰⁾。ゆえに、そこから外れて行われることが悪と見なされる。

第2節 カトルトーマ (*κατόρθωμα*) とハマルテーマ (*ἀμαρτημα*)

SVF では、正当な行為について語られるとき、それらのほとんどは「カトルトーマ」という表記である。そのなかで、キケロやプルタルコスが、カトルトースとカトルトーマを使い分けている¹¹⁾。カトルトースは能動的意味、カトルトーマは受動的意味を有することから、これらの言葉は、目的に向かう途上で進行中の行為 (正しく行為をすること) と行為の結果 (正しく行為されたこと) の双方を表現していることがわかる¹²⁾。

7) SVF III, 445. アレクサンドリアのクレメンス『教師』第1巻13-158

8) A. A. Long, The Stoic Concept of Evil, *The Philosophical Quarterly* 18 (1968), p. 334.

9) R. W. Southern-F. S. Schmitt (ed.), *Memorials of Saint Anselm*, London: Oxford University Press, 1959, p. 338, 26-27. "Male quidem agit, qui facit quod non debet, aut non facit quod debet; quod similiter intelligitur de omni verbo."

10) 注5) 参照。

11) SVF III, 524. キケロ『善と悪の究極について』第3巻45-46
SVF III, 526. プルタルコス『ストア派の自己矛盾について』13 (1038C-D)

12) クリュシッポス『初期ストア派断片集4』335ページ注(1)参照。「カトルトースとカトルトーマの区別を日本語で再現することは不可能である。カトルトーマは受動的意味を表す語尾をともない『正しく行為されたこと』、カトルトースは動詞の能動的意味を名詞化する語尾をともない『正しく行為すること』と訳される。しかし、いずれも日本語では『行為』と呼ばれていることに含まれる。完成した形に注目すれば『行為されたこと』であり、進行中の行為として見れば『行為すること』である」。

アレクサンドリアのクレメンスは、「知をもつひとの行為はすべて正当な行為であるが、信じているだけのひとの行為は中間の行為であると言える」¹³⁾と述べている。ロゴスをともなうのであれば正当な行為であるが、ロゴスをともなわないとその行為はまだ完成されていないので、それは適切な行為ではあるが正当な行為ではなく、したがって中間の行為となる。つまり、「適切な行為が完成されて正当な行為（カトルトーマ）になる」¹⁴⁾のである。このように理解することによって、「適切な行為〔義務〕から外れたことはすべて、ロゴス的なものにおいて生ずるときには誤りである」¹⁵⁾と書かれていることの意味を理解することができる。

ところで、正しい行為・正当な行為に関しては、行為をすることと行為の結果についての用語、つまり、行為をすることとされたことの両側面に対応する言葉が用いられるのに対し、誤りの場合、結果としての誤りに該当する言葉のみが挙げられている。それは、目的を外れているかどうかのみでなく、道筋をそれているかどうかをも含めて、ハマルテーマが考えられているからではないだろうか。少しでも道筋をそれていれば正しく行為されていないことになるので、目的を外れているかどうかを確認するまでもなく、それは、ハマルテーマということになる。

アンセルムスは『真理論』において、打つことを例に挙げて行為の能動的側面と受動的側面について語る。行為 (actio) という言葉は、行為をするという点では agentia, 行為を受けるという点では actio と言われるのが本来的で、受動態ではあるが能動的意味を有し、能動者よりも受動者に関係すると言うのである¹⁶⁾。そして、一つの行為の二側面性を語りつつも、なすべきでないことをする者、あるいは、なすべきことをしない者が悪を行うという視点から、そのことがなされるべきかなされないべきか、あるべきかあるべきではないか¹⁷⁾という見方をしている。ここでアンセル

13) SVF III, 515. アレクサンドリアのクレメンス『雑録集』第6巻14・111

14) SVF III, 499. ストバイオス『抜粋集』第2巻第7章8a: Arius Didymus, *op. cit.*, p. 52, 22-23.

15) SVF III, 499. ストバイオス『抜粋集』第2巻第7章8a: Arius Didymus, *op. cit.*, p. 52, 21-22. 下線部は引用者による。

16) Anselmus Cantuariensis, *De veritate*, 8: F. S. Schmitt I, p. 187, 4-9.

17) 「なさないべきであること (debere non facere)」は、「なすべきではないこと (debere non esse facere)」と意味が異なる。同様に、「なされないべきであること (debere non esse facere)」は、「なされるべきではないこと (non debere esse facere)」と意味が異なる。これに関しては、次の拙稿を参照。山崎裕子「アンセルムス『哲学的断片』における debere non facere の意味」『文教大学国際学部紀要』第3巻, 1993年3月, 141-149ページ。

ムスは、行為をするひととされるひとという観点で行為の能動と受動を語っており、ストア派のように行為そのものの能動と受動について述べるのではない。

第3節 正しいロゴス (*ὁρθὸς λόγος*) と *rectitudo*

正しいロゴスと *rectitudo* は、道をそれることにより誤りや悪が生じると考える点で類似性を持つが、アンセルムスにおいて、*rectitudo* は常に *debitum* と関連づけて考えられることに注目する必要があるだろう。アンセルムスにとっては、*debitum* を果たしていなければ、*rectitudo* を保持していないと判断されるからである。『真理論』第5章で、アンセルムスは語る。

善を行うこと (*bene facere*) は悪を行うこと (*male facere*) に相反している。そのため、真理を行うこと (*veritatem facere*) と善を行うこと (*bene facere*) が反対概念において同じであるならば、それらは意味内容において異なっていない。ところで、なすべきことをなすひとは善を行い正しいことを行うという考えを誰しも持っている。したがって、正しいことをなすことは真理を行うことになる。すなわち、真理を行うことは善を行うことであり、善を行うことは正しいことを行うことであるということが明らかである¹⁸⁾。

この文章を読むと、なすべきことをなすひとが正しいことを行うとアンセルムスが考えているようにも受け取れるが、実際にはそうではない。なぜなら、彼は正義について、生徒に対して教師に次のように語らせているからである——「わたしは、なすべきことを自発的に行うものが正義であると言ったのではなく、なすべきことを自発的に行わないものが正義ではないと言ったのだ」¹⁹⁾。このように、*rectitudo* と *debitum* のつながりを考察していくと、正義に集約していく。たとえ、なすべきことを自発的に行うとしても、その目的と理由によっては、必ずしも神の意向にかなっていないわけではないからである。なすべきことを他の何かのためにではなく、そのこと自体を目的として行うときにのみ、正しいことをしていると言え

18) Anselmus Cantuariensis, *De veritate*, 5: F. S. Schmitt I, p. 181, 22-27.

19) Anselmus Cantuariensis, *De veritate*, 12: F. S. Schmitt I, p. 192, 24-25.

るであろう²⁰⁾。

さらに、ストア派においては非ロゴス的な動物にも適切な行為（義務）が考えられており²¹⁾、そして、アンセルムスは非本性的行為のみならず本性的行為にも *rectitudo* を認める²²⁾ので、その点でアンセルムスの見方はストア派のそれに類似しているようにも思われる。しかし、アンセルムスの場合、火が温めるというような非理性的行為についても *rectitudo* を行うとしているのに対して、ストア派では、ロゴスをともなっていないければ適切な行為ではあっても正当な行為ではないので、その意味では必ずしも両者が類似していると見なすことはできない。

第4節 *rectitudo* と *regula*

以上のことから、正しいロゴス (*ὁρθὸς λόγος*) は言葉としてアンセルムスの用いる *rectitudo* に似ているが、内容上は異なると思われる。アンセルムスの考え方からすると、オルトス・ロゴスの意味合いは *rectitudo* よりも *regula* に近いのではないだろうか。ストア派では正しいロゴスから外れた行為が誤り（ハマルテーマ）であると考えられるのに対して、アンセルムスは *regula* を外れたときに誤りが生ずると考えているからである。アンセルムスの場合、オルトス・ロゴスに近いのはむしろ、*regula caritatis* であろう。*Regula caritatis* は『敵のための祈り』の中で一回用いられるのみであるが、それにもかかわらず、それはアンセルムスの倫理観を端的に表している。

わたしが敵に願うことがいつか、無知によってか弱さによってか悪意によって愛の規範を外れるならば、善良なる主よ、このことを敵に授けずわたしにも与えないように執り成してください²³⁾。

愛の規範を外れることは悪を意味し、意識して行うか意識しないで行うかは問われていない。ここでは、愛の規範を外れているか否かが悪を行って

20) Cf. Anselmus Cantuariensis, *De veritate*, 12: F. S. Schmitt I, p. 194, 26. "Iustitia igitur est *rectitudo voluntatis propter se servata*."

21) *SVF* III, 494. ストバイオス『抜粋集』第2巻第7章8: Arius Didymus, *op. cit.*, p. 50, 34-p. 52, 14.

22) Anselmus Cantuariensis, *De veritate*, 5: F. S. Schmitt I, p. 182, 3-10.

23) Anselmus Cantuariensis, *Oratio pro inimicis*: F. S. Schmitt II, p. 73, 15-18.

いるか否かの判断基準となっており、愛の規範を外れているときに、その結果として *rectitudo* が保持されず放棄されることになる。第1節で、アンセルムスにおいては、罪に関して「的」を外れるよりも「道」をそれるという意識が強いと述べた理由を、この点に求めることができるであろう。

これまでの考察を総括すると、アンセルムスの倫理思想はストア派の考え方に一部類似しつつも、*rectitudo* の捉え方において、ストア派とは異なる側面を有するように思われる。

(本稿は、2009(平成21)年度文教大学国際学部共同研究〔研究題目：「善」と「悪」をめぐる諸問題——西欧古代から現代に至る善悪概念の理解——；研究代表者：山崎裕子〕による研究成果の一部である)。

〈特定質問〉

ユスティノスのストア哲学批判

——キリスト教がギリシア哲学を受容する前提をめぐって——

水 落 健 治

紀元1世紀にキリスト教が成立したとき地中海世界に浸透していたストア哲学(古ストア派)は、自然学、論理学、倫理学を内に含むひとつの壮大な体系であった。その中心は物質世界に浸透する世界法則・運命としての〈ロゴス〉の概念であり、論理学とは世界法則としての〈ロゴス〉を知ること、倫理学とは運命としての〈ロゴス〉を知り、自覚的にこれに従うこと、と捉えられていた。したがって、全知全能の人格神を奉じ人間の自由意志を認めるキリスト教がストア倫理学を受容したといわれるとき、そこには世界ないし神の捉え方の違いに起因する何らかの軋轢ないし変容が生じたことが予想される。そこで今回の報告では、紀元2世紀に活躍し、おそらくは歴史上初めてギリシア哲学とキリスト教との相違を自覚的に捉